### 佐賀県告示第百九十七号

水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によ ij

平成二十三年六月十七日

佐賀県知事 古川康

# 一 () 保安林予定森林の所在場所

|||四五〇の一、|||四五〇の四、 四二一の六、二三四二三の一、二二四二三の二、二二四三二、二三四三六、 大字宮野字木登二二四二〇の一、二二四二一の三、二二四二一の四、二二 ||三〇の一、||||三||の一、字片八エ|||三四三の一、|||三四三の二、 八、二二二〇八から二二二一〇まで、二二二二〇の一、二二二二四、二二 武雄市山内町大字鳥海字櫻葉山ニーニニ八からニーニ三〇まで、ニーニ 字砂原二一三九六の一、字平古場二二〇四七の二、字下山二二一九 二二四五一、字角ヶ倉二二七〇六の一

#### (二) 指定の目的

1

水源のかん養

### 三 指定施業要件

ア
立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (1)主伐として伐採をすることができる立木は、 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 当該立木の所在する市
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす

ಕ್ಕ

## 一 保安林予定森林の所在場所

武雄市武雄町大字武雄字四十九重四二六五の

- 二 指定の目的
- 水源のかん養
- 三 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (1) 町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」 ţ 省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備